

静岡県知事 様
静岡県教育長 様
静岡県議会議員 様

静岡県立浜松特別支援学校の 安心・安全な場所への移転を求める要請署名

静岡県立浜松特別支援学校は、浜松市南部地域を学区とする、知的障害を主とする児童生徒の通う学校で、現在小学部から高等部まで約 300 名が在籍、教職員は約 200 名が勤務しています。

浜松市中央区江之島町にあり、遠州灘海岸から 900m、海拔 3.8m の場所に立地し、馬込川も近いので、南海トラフ巨大地震などの発生時には軟弱な地盤の沈下・液状化、津波被害が予想されます。また大雨時の天竜川の氾濫浸水区域でもあり、全国的にも危険な特別支援学校のひとつと言われています。

静岡県教育委員会によると、2011 年の東日本大震災の後には PTA から要望があり移転を検討し、広さ、通学の便、水害など危険のない場所という条件で探しましたが、適切な校地が見つからないという理由で県は移転を断念。1977 年建設なので耐震補強はしているが老朽化が進み建て替えが必要。結論としてこの場所に建て替えを決定したと説明します。

しかし、一般廃棄物の最終処分場だった土地なので土壌調査として運動場の 3 か所を掘削調査したところ、地下 1.5m の廃棄物層において安全基準値以上のヒ素・フッ素が測定されました。そのため精密な土壌調査を実施することになり、新校舎の使用は当初の予定を 2 年間延期し、令和 13 年 4 月となる予定です。

この区域は浜松市の南海トラフ巨大地震津波浸水想定区域であり、浜松市の都市機能誘導区域からも除外され、教育関係や障害者の通園施設等は建てられないことになっています。また、「静岡県特別支援学校施設整備規準」にも、校地の選定基準の第一に「地震・津波・土砂災害等の様々な災害に対して、できるだけ安全な場所であり、建物、屋外運動施設等を安全に設置できる地形、地質及び地盤であること」をあげています。

学校の大規模化を解消して小規模校として分散することも視野に入れ、安心・安全な場所への移転を求め、以下のことを要請します。

【要請事項】

静岡県立浜松特別支援学校は、現在の危険な校地での建て替えではなく、
安心・安全な場所へ移転すること

氏名	住所

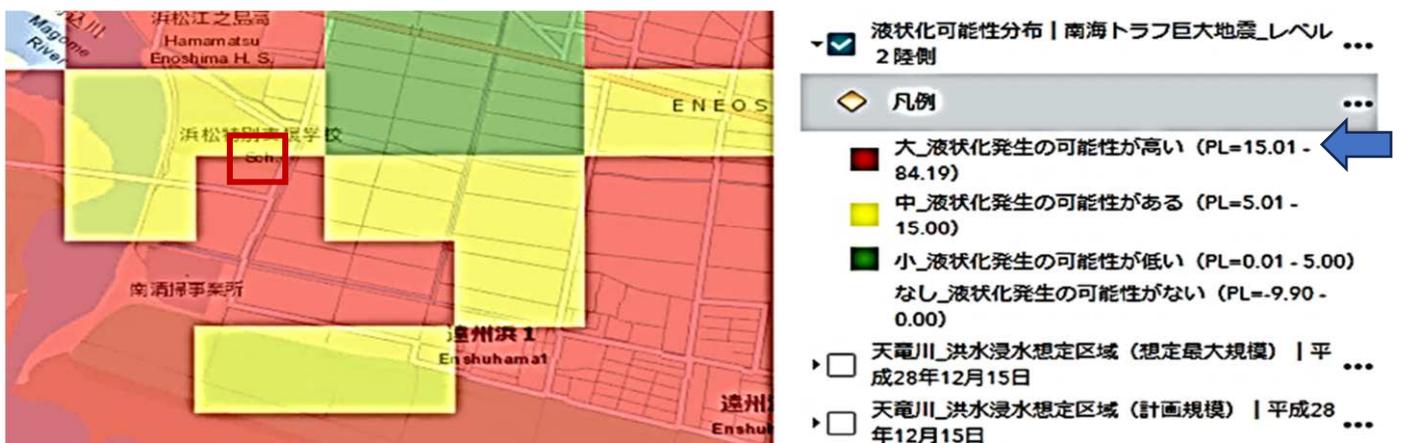
静岡県立浜松特別支援学校の安心・安全な場所への移転を求める会、障害児の保護者の会

事務局 〒420-0004 静岡県静岡市葵区末広町 1-4

TEL 054-254-6900 FAX 054-254-0814

E-mail info@s-koukyousho.jp

【浜松市ハザードマップ】（津波浸水域図：1.0m～2.0m想定）（液状化可能性分布：大）



【学校保健安全法（文部科学省より）】

第三章 学校安全（学校安全に関する学校の設置者の責務） 第二十六条

学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。（学校安全計画の策定等）

【特別支援学校施設整備指針（文部科学省より）】

第1章 総則

第1節 特別支援学校施設整備の基本的方針

3 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保

幼児児童生徒の学習及び生活の場として、日照、採光、通風等に配慮した良好な環境を確保することが重要である。

特に幼児児童生徒の障害の状態や特性等に配慮しつつ、その健康の保持増進に配慮した快適な空間とするとともに、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成することが重要である。

*関係資料は
下記 QR コードから
カラーでご覧いただけます

